

中越地区環境保全協議会規約

第 1 章 総 則

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

(名 称)

第 1 条 本会は、中越地区環境保全協議会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局を、新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課内に置く。

(地 域)

第 3 条 本会は、地域の範囲を長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町、刈羽村の地域とし、以下中越地区と称する。

(目 的)

第 4 条 本会は、公害防止技術並びに公害防止関係法令等の研修習得を図ること等により、中越地区における公害防止対策を推進して生活環境の保全を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 公害防止技術に関する技術講習会・研修会の開催
- (2) 公害防止技術に関する情報・資料の提供
- (3) 公害防止技術に関する会員相互の技術交流及び情報交換
- (4) 公害防止技術に関する先進工場等の視察
- (5) 公害関係法令等の説明会・研修会の開催
- (6) 公害防止管理者等の指導育成
- (7) 優良な会員事業所及び従業者等の表彰
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員及び組織

(組 織)

第 6 条 本会は、次の者をもって組織する。

(1) 正会員

ア 中越地区に所在し、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に係る特定施設を有する、又は環境保全活動に取り組んでいる法人及び個人の事業所

イ 地方公営企業及び地方独立行政法人の事業所

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助し又は本会の事業に協力する法人及び個人及び地方公共団体

(入 会)

第7条 会員として本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、直ちにその資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、解散または破産したとき
- (3) 会費を1年以上納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、書面でその旨を会長に届け出なければならない。

(除 名)

第11条 会員は、本会の名誉をき損し、本会の目的に反するような行為をし、又は本会の秩序を乱したときは、総会において、正会員の3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。この場合、総会において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第12条 会員がその資格を失った場合において、当該会員が既に納めた会費その他の拠出金品は、返還しない。

(届 出)

第13条 会員は、氏名若しくは名称、住所若しくは事業所の所在地を変更したときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(研修等への参加)

第14条 会員は、本会が行う研修等につとめて参加するものとする。

第 3 章 役 員 等

(役 員)

第15条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

2 役員は、正会員の中から総会において選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

なお、平成7年度からの任期のみ3年とする。

4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 役員が辞任又は任期満了した場合は、後任者が就任するまでの間、前任者がその職務を行うものとする。

(顧問)

第16条 会長は、理事会の議決を経て顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じて、本会の運営方針等に関し意見を述べることができる。

(職務)

第17条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長不在のときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し会務の執行にあたる。

4 監事は、本会の会計監査を行う。

第4章 会 議

(種別)

第18条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて顧問の出席をもとめることができる。

(総会)

第20条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は会長の招集により年1回開催する。臨時総会は必要に応じ理事会の議決により、その都度会長が招集して開催する。

3 総会は次の事項を議決する。

(1) 規約の制定及び変更

(2) 事業報告及び収支決算報告

(3) 事業計画及び予算

(4) その他の重要事項

4 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。なお、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会)

第21条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

2 理事会は次の事項を議決する。

(1) 総会に附議する事項

(2) 会員の加入、退会に関する事項

(3) 会員事業所等の表彰に関する事項

3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。なお、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(部会)

第22条 本会の事業を円滑に遂行するため部会を置くことができる。

2 部会長は理事の中から、部会員は会員の中から会長が選任する。

第 5 章 財産及び会計

(財産の管理)

第 2 3 条 財産は会長が管理する。その方法は、理事会の議決を経て会長が定める。

(財産の構成)

第 2 4 条 本会の財産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(事業年度)

第 2 5 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの間とする。

(事業計画及び予算)

第 2 6 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会の議決を経た上、総会の議決を経なければならない。

(決算等)

第 2 7 条 会長は、事業年度ごとに決算を調整し、事業年度終了後に監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第 6 章 雑 則

(委 任)

第 2 8 条 本規約に定めのない事項については、必要に応じ理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、本会設立の日（平成 3 年 1 2 月 1 0 日）から施行する。
- 2 本会設立初年度の事業年度は、第 2 5 条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成 4 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この規約は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成19年6月20日から施行する。

附則

この規約は、平成22年3月31日から施行する。